

借金するよう指示し、強引に契約を迫る手口に注意！

【事例1】

オンラインスクールの説明を聞いたが、契約金額が高額で「支払えない」と言うと、職業を偽って消費者金融で借りるように言われ、借金して契約してしまった。

(20歳代 女性)



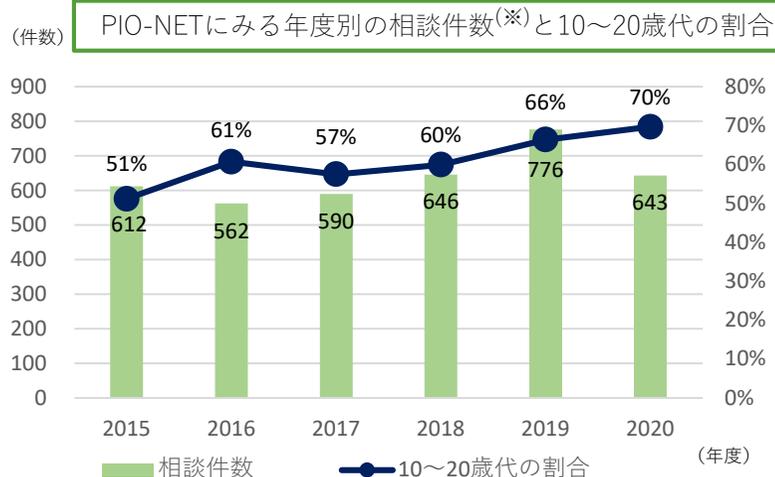
【事例2】

大学の先輩に勧められ、学生ローンで約50万円の借金をしてFX自動売買システムを契約したが、高額な借金をしてしまい不安だ。クーリング・オフしたい。

(20歳代 男性)



10～20歳代の相談が増加！



トラブルに遭わないためのポイント

- **借金をしてまで契約すべきものかよく考えましょう。**
- 断る際は「お金がない」ではなく、「**いりません**」ときっぱり断りましょう。
- ウソについて借金することは絶対にやめましょう。

※PIO-NET（パイオネット）とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をネットワークで結び、消費生活相談情報を蓄積しているデータベース。消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。「お金が支払えない」「生活が厳しい」などと申し出ている消費者に対して、借金やクレジット契約をさせてまで強引に契約を迫る手口であることが相談者の申し出内容から特定できた相談を集計。